

关于设立公司的相关手续业务委托同意书

会社設立に関するコンサルティング同意書

申請人根据以下事项内容，将公司成立时所办理的业务，委托给株式会社西日本签证申请中心（以下称为受委托方）。

申請人は、以下のとおり、株式会社西日本ビザ申請センター（以下、受託者）に対し、会社設立に関するコンサルティング業務を委託します。

1. 申請人 _____ 先生/女士/公司

2. 費用合計为 _____ (含税)

費用合計は _____ (税込)

(明細) ①代理手数料为合計 _____ 日元 (含税)

コンサルティング料合計 _____ 円 (税込)

②公司资本金合計 _____

会社の資本金 _____

③其他代征收費用： _____ 日元 (含税)

その他の費用： _____ 円 (税込)

缴纳给日本政府及相关机关部分的费用，照实际发生费用收取。

法務局や公証役場に納付する費用は実費を請求します。

选择本选项，即为：资本金 _____ 万日元，代理手续费及其他代征收費用均从资本金内扣除。代理业务完结后，退还剩余金额 _____ 给申请人。汇款手续费及汇率差由申请人负担。

設立完了後、資本金壹千万円から諸費用を除き、残額（上記通り）を申請人に返金します。海外送金による為替差損及び手数料を負担しなければなりません。

3. 关于费用的支付时间

支払時期について

(1) 手数料请于 _____ 年 _____ 月 _____ 日之前，通过 銀行汇款/現金 支付缴纳。汇款人名义为： _____ /未定。

コンサルティング料は _____ 年 _____ 月 _____ 日までに 銀行送金/現金 でお支払いください。送金者名義は _____ /未定。

(2) 代征收費用请与（1）一起支付。

法務局や公証役場に納付する実費は（1）と一緒に支払ってください。

4. 代理的着手时间

着手日について

本同意书在双方签署后，申请人缴纳费用，费用到帐后的第一个工作日为手续着手时间。

申請人及び受託者は本同意書に署名し、申請人が費用を納付します。入金後の最初の営業日が着手日になります。

*到帳日为日本相关银行出具的到帳通知书的日期。

入金日は銀行が発行する書面に準じます。

5. 申请人的义务

申請人の義務について

(1) 为保证业务顺利迅速办理，申请人需要及时提供有效的信息给受委托方。

円滑に業務を進めるため、申請人は速やかに設立に必要な情報を受託者に提供します。

*成立公司的所需信息提交后，进入签署本同意书环节。（如办公地点等）

必要な情報を提供した後、当該同意書に署名を行います。（例：事務所の確保など）

(2) 申请人在签署本同意书后，需要在指定的时间支付相关费用。

申請人は当該同意書に署名後、指定された期日までに費用を支払わなければなりません。

(3) 因为申请人的原因，影响代理业务进度的，受委托方不需要承担相关责任及损失。

申請人の不備で、業務の進行に影響を与えた場合、受託者は責任を負いません。

(4) 银行汇款手续费由申请人负担。

銀行送金手数料は申請人が負担します。

6. 受委托方的业务内容及义务

受託者の業務内容及び義務について

(1) 受委托方代替申请人，代办在日本成立公司的业务。

申請人の代わりに、日本で会社設立に関するコンサルティングを行います。

(2) 申请人的代办费用到帐后，受委托方需要在 40 个工作日（不包括周六日及日本的法定节假日等休息日）内完成公司成立相关业务。

申請人が費用を送金し、入金された後、受託者は 40 営業日（土日祝日を除き）以内に会社設立の手続きを完了しなければなりません。

(3) 公司成立后，受委托方需要在 20 个工作日（不包括周六日及日本的法定节假日等休息日）内完成初步的税务登记。内容为：青色申告の承諾申請書、法人設立届書、源泉所得税の納期の特別の承諾に関する申請書、給与支払事務所等の開設届け出書。

会社設立後、受託者は 20 営業日（土日祝日を除き）以内に、初期税務関係の届出を行います。内容：青色申告の承認申請書、法人設立届書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書、給与支払事務所等の開設届出書

(4) 公司设立的代理手续完毕后，受委托方需要在 20 个工作日（不包括周六日及日本的法定节假日等休息日）内，将成立公司的注册资金或是从注册资金内扣除代理手续费及代替征收費用后的余额，通过银行汇款/现金，退还给申请人。银行汇款手续费等由申请人负担。

会社設立後、受託者は 20 営業日（土日祝日を除き）以内に、会社資本金あるいは資本金から諸費用を除いた残額を銀行送金あるいは現金にて申請人に返金しなければなりません。銀行送金手数料は申請人が負担します。

(5) 除去上述业务内容，受委托方不承担其他业务内容。

受託者が担当する業務は、上記の業務内容のみです。

(6) 由于申请人的过失或不可抗力而发生的责任及损失，受委托方不承担相关责任。

申請人の故意過失あるいは不可抗力により発生した責任および損失に対して、受託者はその責任を負いません。

7. 本同意书签署后，申请人不得以任何理由取消本代理业务。如因不可抗力而发生需要取消本业务时，申请人需要向受委托方支付 50% 的代办费。

当該同意書に署名後、申請人は如何なる理由でも委託業務を取消することができません。

不可抗力によりやむを得ない事情の場合は、申請人は受託者にキャンセル料として 50% のコンサルティング料を支払わなければなりません。

*50%的代办费为_____日元(含税)

50%のコンサルティング料は_____円(税込)

发生代理业务取消时,取消日的次日起,受委托方将在7个工作日内扣除上述50%的代理费,将余额通过银行汇款/现金,退还给申请人。银行汇款手续费及汇率差由申请人负担。

取消事由が発生した場合、取り消し日の翌日から、7営業日以内に、上記の50%のキャンセル料を除き、残額を申請人に銀行送金あるいは現金にて返金します。銀行海外送金による為替差損及び手数料を負担しなければなりません。

8. 已经交付于日本政府及相关机关的征收费用,不论任何情况,一率不能退还。

法務局や公証役場に納付済みの費用については、如何なる理由でも返金することができません。

9. 关于费用的特别说明:

費用に関する特別説明:

(1) 申请人将设立公司的资本金以及相关费用汇出受委托方所指定的帐户后,除申请人设立公司时所需要的费用以外,受委托方不得擅自使用或是挪用申请人的财产。

申請人は会社設立のための資本金を受託者の指定口座に送金します。会社設立に要する費用以外に、受託者は申請人の資産を無断で使用することを禁じます。

(2) 除去相关报价中的费用,发生预算外的费用时,受委托方需要争得申请人的书面同意后,方可动用财产,支付预算外的相关费用。

見積書に記載してある費用以外に、新たな費用が発生する場合は、受託者は申請者に書面で通知し、申請人から書面による許可を得た後、申請人の資産から新たな費用を支払うことができます。

(3) 申请人汇入的相关费用,受委托方需要向申请人汇报费用使用项目与余额。

申請人が送金した資産について、受託者は申請人に費用の使用状況及び残高を報告しなければなりません。

(4) 委托业务内容完结后,申请人可以通过书面通知受委托方,将剩余的费用汇入申请人指定的帐户里。但是,因汇款所产生的汇率差和手续费一律由申请人承担。受委托方在接到申请人的返还剩余费用的书面通知书,在收到通知书起15个工作日内,将剩余费用汇入申请人指定的帐户中。

当該コンサルティング業務が完了した後、申請人は受託者に書面による通知をもって、残金を申請人の指定口座に振り込むことを請求することができます。申請人は海外送金による為替差損及び手数料を負担しなければなりません。受託者は残金送金請求の書面による通知を受けた後、15日以内に申請人の指定口座に振り込まなければいけません。

(5) 申请人发现受委托方擅自挪用申请人的财产时,可以通过法律途径,保护自身合法权益。

受託者が無断で申請人の資産を使用していることが発覚した場合、申請人は受託者に対し、日本の法規に則り法的措置を執ることができます。

(6) 关于本协议内会引发误解的文字说明,受委托方持有最终解释权。

当該同意書について、各条項の解釈に疑義が生じた場合、受託者は最終解釈権利を有するものとします。

10. 未尽事宜,由双方共同协商解决。协商不能解决的,可通过日本的法律手段维护其合法权益。

当該同意書に規定されていない事項については、両当事者間で協議のうえ解決します。

協議して解決できない場合、日本の法規に従うものとします。

11. 本协议一式两份,双方各持一份,自双方签字后生效。

本同意書を二部作成し、双方は各一部を所有します。双方署名後、効力を発します。

本同意书制作时间(当該同意書の作成日)

年 月 日

申请人: _____ 印

申请人: _____ 印

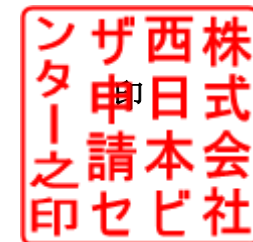
住 址: _____

联系方式: TEL: _____

FAX: _____

E-mail: _____

受委托方: 株式会社 西日本签证申请中心



代表取締役 _____ 福沢 千恵 _____

取 締 役 _____ 付 強 _____

住 址: 〒813-0017 日本福岡市東区香椎照葉3丁目2番7-3001号

联系方式: TEL: 0081-92-671-8806

FAX: 0081-92-671-8802

E-mail: info@japanvisa.co.jp